

公益財団法人日本刀文化振興協会

・会 員 規 程・

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人日本刀文化振興協会（以下「本協会」という。）定款第42条に規定する会員について、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した団体
- (3) 特別正会員 本協会の趣旨に賛同して入会した特に篤志ある個人
- (4) 特別法人会員 本協会の趣旨に賛同して入会した特に篤志ある団体
- (5) 終身会員 特別正会員のうち、理事会において、本協会に貢献があったと認めた個人
- (6) 名誉会員 理事会において、本協会に顕著な貢献があったと認めた個人

(欠格理由)

第3条 次のいずれかに該当する者は、本協会の会員とはなれない。

- (1) 本協会の趣旨に反する目的を有する個人又は法人
- (2) 本協会の趣旨に反する言動が認められる個人又は法人
- (3) 反社会的団体及び反社会的団体に関係する個人又は法人
- (4) その他理事会において相応しくないと認めた個人又は法人

(入会手続き)

第4条 会員となろうとする者は、所定の入会申込書を本協会に提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込書を提出した者は、所定の方法で会費を納入することにより、会員となる。

(会費及び会員資格の期間)

第5条 本協会の事業及び運営に経常的に生じる費用に充てるため、以下の会員は、会費として次の額を支払うものとする。

- (1) 正会員 年額6,000円 但し職方は12,000円
- (2) 法人会員 年額15,000円
- (3) 特別正会員 60,000円以上（但し、職方は120,000円以上）の金員もしくは同等の物品等
- (4) 特別法人員 150,000円以上の金員もしくは同等の物品等

- 2 初回入会時の会員資格は、入会手続きを完了した日から、本協会の当該年度末日とする。但し、特別正会員及び特別法人員は当該年度を含む10年後の年度末日までとし、終身会員及び名誉会員の会員資格は終身とする。
- 3 前項の会員資格が修了した会員は、第1項に規定する会費を納入することにより、会員資格を更新することが出来る。
- 4 会員が任意に退会したとき除名されたとき又は資格を喪失したときにおいても、会費は一切返還されない。

(会費等の使途)

第6条 会費は、公益目的事業財産に組み入れるものとする。ただし、会員それぞれにつき同意を得て、理事会において別に定め、評議員会の承認を得た50%を超えない割合の額を管理費等に充てることができる。

(会員への便宜等)

第7条 本協会は、会員に対し、次のことを行う。

- (1) 入会時及び会員資格の更新時に会員証を発行する。
- (2) 会報その他媒体を無償又は優待価格にて提供する。
- (3) 本協会の事業を広報し、会員が本協会の活動に優先的に参加できる機会を設ける。
- (4) その他、会員に対する優遇措置は、理事会において定める。

(退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。その際は「退会届」の提出をもって退会と認める。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 法令、定款及び本規定その他の本協会の規程に違反したとき
- (2) 第3条に該当することが判明したとき
- (3) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会に目的に反する言動があったとき
- (4) その他会員として相応しくないと認められるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 会費を継続して1年以上納入しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 本協会が解散したとき

(附則)

第11条 本規程は平成20年12月23日から施行する。
2 本規程は、事務所に備え置き、他の必要な書類とともに一般の閲覧に供する

平成21年5月4日	改定
平成21年9月4日	改定
平成27年11月12日	改定
平成28年1月14日	改定
平成30年10月11日	改定
令和3年10月7日	改定